

1 見直しの背景

○企業会計基準の見直しの進展

企業会計基準が国際基準を踏まえて見直される一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がされておらず、企業会計制度との整合を図る必要がある。

○地方独立行政法人の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

地方独立行政法人会計基準との整合を図る必要が生じている。また、地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

○地域主権改革の推進

地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

○公営企業の抜本改革の推進

公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直しなど、所要の改革が求められている。

2 見直しの全体像（概要）

(1) 資本制度の見直し

地方公営企業法の一部改正（施行日 平成24年4月1日）の概要

- ・法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務の廃止
- ・条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分することができる
- ・経営判断により、資本金の額を減少させることができる

資本制度の改正(地方公営企業法第32条及び第32条の2)関係

	旧	新	備考
利益の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立てが義務化 ・残額は議会の議決により処分可 	条例又は議決により可 （積立義務の廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度決算から ・会計基準の見直しまでの間、議決で対応
資本剰余金の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不可 ・補助金等により取得した資産が減失等した場合は可 	条例又は議決により可	・平成24年度決算から
資本金の額の減少	不可	議決により可	

(2) 地方公営企業会計基準の見直し（平成26年度予算から適用）

【見直し事項】

○借入資本金

- ・借入資本金の残高は、現行の「資本」から「負債」に計上

○補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- ・任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止

○引当金

- ・退職給付引当金の計上を義務化
- ・その他の引当金（修繕・賞与・貸倒など）についても要件を踏まえ計上

○減損会計

- ・固定資産の帳簿価額が、実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大な金額となっている場合、適正な金額まで帳簿価額を減額する減損会計の導入

○リース取引に係る会計基準

- ・将来、支払うこととなるリース料総額を貸借対照表で明示

○キャッシュ・フロー計算書

- ・作成を義務付け
- ・現金の収入・支出（資金の変動）に関する情報を得ることが可能

○その他

- ・セグメント情報の開示、勘定科目等の見直しなど

(3) 財務規定等の適用範囲の拡大等

水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

3 スケジュール

	H23年度	H24年度	H25年度
(1) 資本制度の見直し	利益の処分 資本剰余金の処分	第4回定例会に 条例案を提案予定	会計基準の見直しまでの間、 議決で対応
(2) 地方公営企業会計基準の見直し	平成26年度予算からの適用に向けて作業中		